

—平成28年度年末の交通事故防止運動—

今年も残すところ12月の1か月のみにになりました。師走の12月は皆さん忙しい時期であり、交通事故が増加する時期です。今年も12月11日(日)～12月20日(火)の10日間に「**年末の交通事故防止運動**」が行われます。年末は交通量や飲酒の機会が増えることにより、交通事故の多発が懸念されることから、一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、**交通事故防止の徹底**をお願い致します。

(＊以下、神奈川県ホームページより)

(＊以下、神奈川県ホームページより抜粋)



スローガン

無事故で年末 笑顔で新年

重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

● 運動の重点

- 1 飲酒運転の根絶
 - 「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちが、一生かかってでも償えないほど悲惨な事故を引き起こしますので、飲酒運転は絶対にやめましょう。
 - 飲酒を伴う会合等には自動車運転したり、自転車で乗っていくのをやめましょう。
 - 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。
- 2 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止
 - 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
 - 自転車の夜間走行時は、前照灯を点灯し、反射材を効果的に活用しましょう。
 - 自転車に乗車するときは、子どもだけでなく大人（特に高齢者）も積極的にヘルメットを着用しましょう。
 - 家族とともに、身近な交通危険箇所をチェックし、安全な通行方法等について話し合いましょう。
 - 高齢者や自転車の利用者は、参加体験型の講習会などに積極的に参加し、交通ルールと正しい交通マナーを守り、交通安全意識の向上を図りましょう。
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の「ひとこえ」をかけあいましょう。
 - 後部座席シートベルトやチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を徹底しましょう。

非常に重い交通事故の第1当事者の責任

□交通事故が発生した場合、その事故に関わった人はすべて当事者となり、当事者の中で最も過失が重い人が「**第1当事者**」となってしまいます。

この「**第1当事者**」となった場合、次の3つの重い責任が問われることとなります。

【交通事故を起こしたときの責任】

1. 刑事上の責任（懲役刑、禁固刑、罰金刑）
2. 行政上の責任（免許の取消、停止）
3. 民事上の責任（損害賠償）

交通事故を起こそうと思って運転をしている人はいないはずですが、しかし、交通事故は突然起こります。以前、勤めていた運送会社の社長の言葉ですが、「**自動車運輸業は、公道を使ってお金を稼がせてもらっている。皆様への感謝を忘れずに謙虚な姿勢で運転をしてください**」とおっしゃっていました。運輸業に携わる者として一生忘れられない言葉です。是非、皆様の会社で「**絶対に交通事故を起こさない**」という強い気持ちで交通安全に取り組んで頂けたらと思います。

トラ
バス

【ご用命、ご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。】

- 一般社団法人 運輸安全総研トラバス TEL: 044-299-9731
「トラバス」ホームページ: <http://trubus.org/>
メール: tb@trubus.org ＊24時間以内にご返信いたします。